

長浜市告示第249号

長浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

長浜市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本人及びその家族に対する認知症の初期支援を行う認知症初期集中支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置し、認知症の早期診断及び早期対応に向けた支援体制を構築することをもって、認知症のある人の意思が尊重され、住み慣れた地域に可能な限り暮らし続けられるようにすることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、市とする。ただし、本事業の一部を市長が適当と認める団体等に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において「支援対象者」とは、在宅で生活し、市内に在住する40歳以上の認知症があると疑われる人又は認知症のある人であって、次の各号のいずれかに該当するものをいう

- (1) 医療サービス又は介護サービスを受けていない者又は中断している者であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護サービスに結びついていない者
 - エ 介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス又は介護サービスを受けているが、認知症の行動又は心理症状が顕著なため対応に苦慮している者

(事業内容)

第4条 本事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援チームによる次に掲げる支援
 - ア 支援対象者の把握
 - イ 支援対象者に関する情報収集
 - ウ 初回訪問（認知症の包括的観察及び評価等）
 - エ 認知症初期集中支援チーム員会議（以下「会議」という。）の開催
 - オ 初期集中支援の実施（支援の期間は、最長でおおむね6か月とする。）
 - カ 居宅介護支援専門員等への引継ぎ及びその後のモニタリング
- (2) 支援チームに関する普及啓発活動

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業
(実施体制)

第5条 支援チームの構成員(以下「チーム員」という。)は、専門職2人以上及び専門医1人の合計3人以上とする。

2 チーム員の任期は、2年とする。ただし、チーム員が欠けた場合における補欠のチーム員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の開催)

第6条 支援チームは、初回訪問後、支援対象者ごとに、観察及び評価の内容を総合的に確認し、支援方針、支援内容、支援頻度等を検討するため、会議を行う。

2 支援チームは、必要があると認める場合は、居宅介護支援専門員、市関係課職員等に対して会議への参加を依頼するほか、会議において、認知症に係る地域課題の抽出を行うものとする。

(認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置)

第7条 市は、支援チームの設置及び活動状況の評価のため、認知症初期集中支援チーム検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

2 検討委員会は、支援チームの活動のうち次に掲げる事項の検討を行うものとする。

(1) 支援チームの設置及び活動状況の評価に関すること。

(2) その他支援チームの活動について必要な事項に関すること。

3 長浜市認知症とともに生きるまち推進会議は、検討委員会を兼ねる。

(守秘義務)

第8条 チーム員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報酬)

第9条 市は、チーム員が本事業に係る活動をしたときは、報酬を支払うものとする。

(庶務)

第10条 本事業の庶務は、健康福祉部長寿推進課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。